

静岡県告示第165号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和5年3月17日から起算して15日間、伊豆漁業協同組合本所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県下田市須崎789-1	長谷川 一夫
静岡県下田市2-8-18	小泉 守
静岡県下田市蓮台寺278	井出 良一
静岡県下田市西中13-8	須田 隼人
静岡県下田市西本郷1-14-14	佐藤 嘉雄

2 加入区

下田加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

伊豆漁業協同組合